平成２７年（フ）第２２号
神奈川県藤沢市亀井野1357－１－202
債務者　高井　千恵
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３号
埼玉県川口市並木２丁目12－１－101
債務者　堀之内國宏
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０号
神奈川県横浜市旭区川井宿町121－11
シャーメゾン立野Ｂ102
債務者　石井　みき
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１号
千葉県我孫子市中峠3825―29
債務者　高橋　祐之
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９号
東京都羽村市緑ヶ丘４丁目７－２－101
債務者　江花　　茜（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１号
東京都荒川区東尾久２丁目20－６－105
債務者　大山　敏一
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４号
東京都町田市能ヶ谷２丁目10－５－102
債務者　抱　　久義
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５号
東京都港区三田５丁目７－８－913
債務者　岡田恵美子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９号
東京都足立区西新井本町２丁目12―15―303
債務者　内山　弓子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１１０号
横浜市中区新山下１丁目８番15号　デュオ山下公園101号室
債務者　福住　哲雄
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３６号
東京都町田市金井５丁目１番29号植木ハイツ205
債務者　林　　智樹
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０１５号
東京都日野市万願寺６丁目41番地の３サンライト105
債務者　田中　和彦
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５６号
静岡県浜松市東区子安町322番地の５　グリーンフラッツ子安205
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
熊本県阿蘇市狩尾615番地　フローラル狩尾Ａ棟
債務者　大石　裕梨
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第７１号
大分県宇佐市安心院町森91番地の１
債務者　立山ひとみ
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月９日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係